

○事業名  
文化財古民家補修事業

資料2

○事業の概要

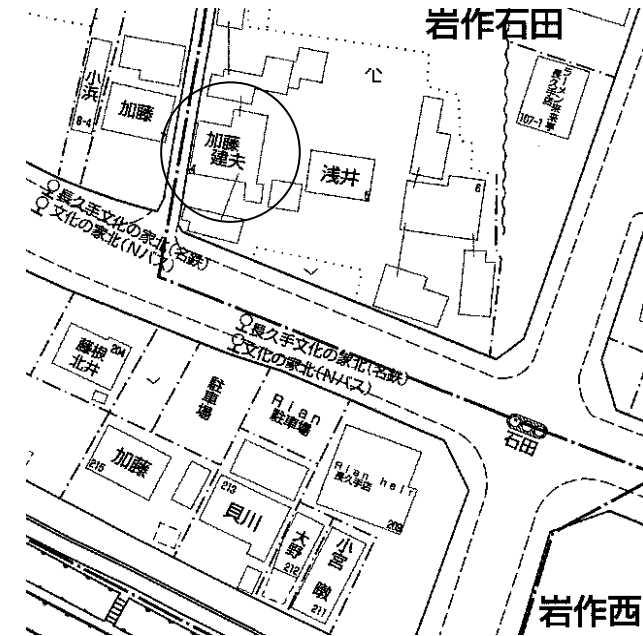
市内に現存する最古の古民家を国登録有形文化財とするための申請手続きを進めることとし、合わせて、その保存活用をするため、その状態を維持し、または、破損状態にある部分の修復等を実施する。

当該古民家は現状、老朽化が進んでおり、補修等による一刻も早い対策が求められる。

○登録有形文化財

国登録有形文化財の制度は、その保護に関して強い規制がかかる指定文化財制度に比べ、緩やかな保護措置により、文化財を活用することもできる。近年の国土開発や都市計画により、社会的評価を受ける間もなく消滅危機にある建造物の保護のため、従来の指定制度を補完するものとして平成8年に創設された。

江戸時代後期1700年代に建てられたとされる加藤邸



文化財古民家(旧加藤建夫邸)復元工事予定表

事業内訳	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
所有権移転	→					
建物応急措置	→					
詳細調査		→				
補修等工事			→			
国登録有形文化財指定業		→	→			
基本方針		→				
保存活用計画作成				→		
設計					→	
工事						→